# 教職大学院に関わる運営

和歌山大学大学院教育学研究科 研究科会議

委員

研究科長を議長

専任教員(研究者教員及び実務家教員、 ただし、みなし専任教員を除く。)

審議事項

教育課程に関する事項、入学者の選考、 課程の修了に関する事項 和歌山大学教職大学院 運営協議会

資料15

委員

教育学部長·大学院教育学研究科長 教職大学院専攻長·学校教育専攻長 和歌山県教育委員会学校教育局長 和歌山市教育委員会学校教育部長 連携協力校代表·外部委員 組織運営、点検·評価、連携協力等

審議事項

学部 各種委員会

教職大学院 からも参加

# 教職開発専攻会議

議長・・・教職開発専攻長

構成員・・・教職開発専攻の専任教員(研究者教員及び実務家教員(みなし専任教員を含む。))

審議内容・・・教育課程に関する事項、入学者の選考、課程の修了に関する事項

# 実習委員会

各コース実習主任 和歌山県教育委員会義務教育課長 和歌山市教育委員会学校教育課長 連携協力校代表

各実習種ごとに部会

入試委員会

教学委員会

#### 和歌山大学教職大学院運営協議会規程(案)

制 定 平成 年 月 日

(目的)

第1条 和歌山大学教職大学院の運営に関する協議を行うため、和歌山大学教職大学院運 営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

(審議事項)

- 第2条 運営協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) 教職大学院の教育研究及び組織運営の方針に関すること。
  - (2) 教職大学院の教育研究及び組織運営の点検・評価に関すること。
  - (3) 教職大学院の運営における連携協力に関すること。
  - (4) その他教職大学院の運営について必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 運営協議会は、次の各号に定める委員をもって組織する。
  - (1) 教育学部長
  - (2) 大学院教育学研究科長
  - (3) 教職開発専攻長
  - (4) 学校教育専攻長
  - (5) 教職開発専攻専任教員(本学の他の学部又は大学院の専任教員の数に算入する 専任教員(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)附則第2 項に該当するものをいう。)及びみなし専任教員(専門職大学院に関し必要な事項 について定める件(平成15年度文部科学省告示第53号)第2条第2項の規定 に該当する者をいう。)を含む。)のうち研究科長が指名する者 2名
  - (6) 和歌山県教育委員会 学校教育局 局長
  - (7) 和歌山市教育委員会 学校教育部長
  - (8) 和歌山市及び紀の川市の連携協力校 校長代表
  - (9) 学校改善マネジメントコースに在学する大学院生の現任校 校長代表
  - (10) 外部委員 1名
  - (11) その他運営協議会が必要と認める者 若干名
- 2 第1項第10号及び第11号の委員は、運営協議会の議を経て研究科長が委嘱する。 (任期)
- 第4条 前条第1項第5号から第10号に定める委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。 ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第11号に定める委員の任期は、1年を超えない範囲内で研究科長が定める 期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

- 第5条 運営協議会に委員長を置き、委員長は第3条第1項第3号の委員をもって充てる。
- 2 委員長は、運営協議会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委 員がその職務を代行する。

(会議)

- 第6条 運営協議会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 2 第3条第1項第7号及び第8号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席 を可とする。
- 3 運営協議会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 運営協議会の事務は、学務課において処理する。

(雑目)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、運営協議 会の議を経て、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される第3条第1項第4号から第6号の委員の任期は、 第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

#### 和歌山大学教職大学院連携協力校等実習会議規程 (案)

制 定 平成 年 月 日

(設置)

第1条 和歌山大学教職大学院の連携協力校等における実習等に関する調整、検討及び改善を円滑に行うため、和歌山大学教職大学院連携協力校等実習会議(以下「実習会議」という。)を置く。

(審議事項)

- 第2条 実習会議は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 教職大学院の連携協力校等における実習のための実習実施校に関すること。
  - (2) 教職大学院の連携協力校等における実習の調整に関すること。
  - (3) 教職大学院の連携協力校等における実習の成果の検証及び改善に関すること。
  - (4) その他連携協力校等における実習について必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 実習会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 教職開発専攻学校マネジメントコース実習主任
  - (2) 授業実践力向上コース実習主任
  - (3) 和歌山県教育委員会 学校教育局 義務教育課長
  - (4) 和歌山市教育委員会 学校教育課 学校教育課長
  - (5) 和歌山市及び紀の川市内の連携協力校 校長代表
  - (6) 学校改善マネジメントコースに在学する学生の現任校 校長代表
  - (7) 先進校実習における連携協力校 校長代表
  - (8) 小規模校実習における連携協力校 校長代表

(委員長)

- 第4条 実習会議に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。
- 2 委員長は、実習会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委 員がその職務を代行する。

(実習会議)

- 第5条 実習会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 2 第3条第1項第3号及び第4号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席 を可とする。
- 3 実習会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決する ところによる。

(部会)

第6条 実習会議に次の部会を置く。

学校改善マネジメントコース現任校実習部会 学校改善マネジメントコース先進校実習部会 授業実践力向上コース連携協力校実習部会 授業実践力向上コース小規模校実習部会

- 2 部会は、実習会議の審議事項のうち、当該実習に関する事項を処理する。
- 3 部会は、当該コースの実習主任、当該実習における連携協力校又は現任校の教員並びに専攻長が指名する専任教員(本学の他の学部又は大学院の専任教員の数に算入する専任教員(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)附則第2項に該当するものをいう。)及びみなし専任教員(専門職大学院に関し必要な事項について定める件(平成15年度文部科学省告示第53号)第2条第2項の規定に該当する者をいう。)を含む。)で構成する。
- 第7条 部会に部会長を置き、当該コースの実習主任をもって充てる。
- 2 部会長は、当該部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 第8条 部会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 2 部会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(事務)

第9条 実習会議の事務は、学務課において処理する。

(姓田川)

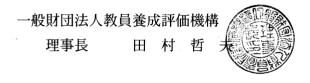
第10条 この規程に定めるもののほか、実習会議の運営に関し必要な事項は、実習会議の議を経て、別に定める。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

教 評 価 第 2 0 号 平成27年2月24日

和歌山大学長山 本健慈殿



#### 和歌山大学教職大学院の認証評価実施について

貴大学に設置予定の専門職大学院設置基準第26条に規定される教職大学院について、学校教育法第109条第3項に規定する認証評価は、貴大学からの申請に基づき当機構で実施いたします。

(本件担当)

〒184-8501

東京都小金井市貫井北町 4-1-1 東京学芸大学内 一般財団法人教員養成評価機構事務局

手塚・山本

Tel:042-329-7860 Fax:042-329-7889

E-mail:hyokajimu@iete.jp

# 資料19-1

# 「学校実践」ー学校改善マネジメントコース

r.

# 実習科目(学校実習等)(4+3+3=10単位)の内訳

- 1 課題リサーチインターンシップ (4単位・1年次毎週月曜日)
- ▶ 現任校の実態について、学校経営の視点から調査
- ▶ 現任校の改善課題について、校長をはじめ、現任校の 教職員との意見交換・提案
- ▶ 改善計画立案のための調査・情報収集・意見調整
- 2 学校実践実習A (3単位·2年次Q I · Ⅱ 3ヵ月)
- ▶ 改善計画にそって、学校の年間計画への反映
- ▶ 教職員に計画の説明と協力依頼・実施体制の確立
- > 改善計画の実施と調整
- 3 学校実践実習B (3単位·2年次QⅢ 3ヵ月)
- 教職員への成果と課題の説明と協力依頼・実施体制の 調整等
- ▶ 計画の実施継続調整

# 選択実習 先進校実習(1単位・1年次2月)

- ▶ 現任校において取り組む課題において先進的に取り組んでいる学校で校長、教頭に付いて、学校経営の理念や手法、課題取組について学ぶ。
- ▶ 現任校での課題取組計画と比較検討し、改善を図る。

# 実習関連科目(2単位)の内訳

# 課題分析(2単位・1年次週1回)

- ▶ 現任校の実態調査から課題を特定する
- ▶ インターンシップを振り返り、改善計画立案 (教職実践研究報告書)の立案

現任校で

# 「学校実践実習」ー学校改善マネジメントコース

資料19-2

# 現職現任校における学校実践実習の実施方法

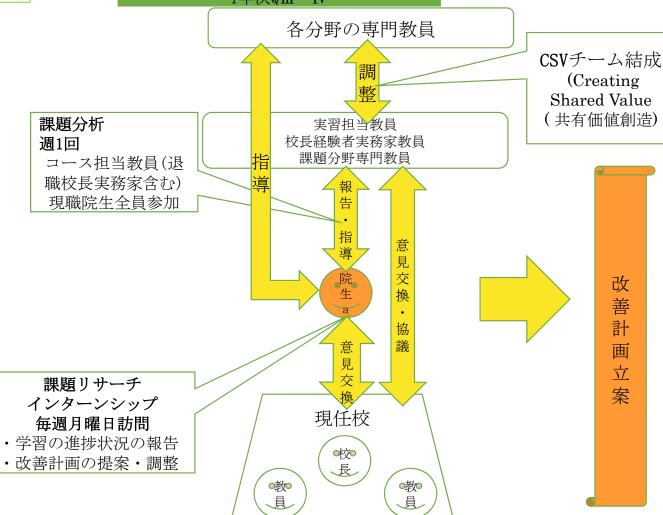
# 課題リサーチインターンシップ 課題分析

(1年次Q I · Ⅱ)

コース担当教員(退職校長実務家含む)

### 課題分析 報 週1回 コース担当教員(退 指 職校長実務家含む) 導 現職院生全員参加 課題リサーチ インターンシップ 每週月曜日訪問 意見 ・学習の進捗状況 交換 の報告 課題についての 意見交換 • 情報収 現任校 集 •校• **•**教• **•**教• 夏 退

課題リサーチインターンシップ 課題分析 1年次QⅢ・Ⅳ



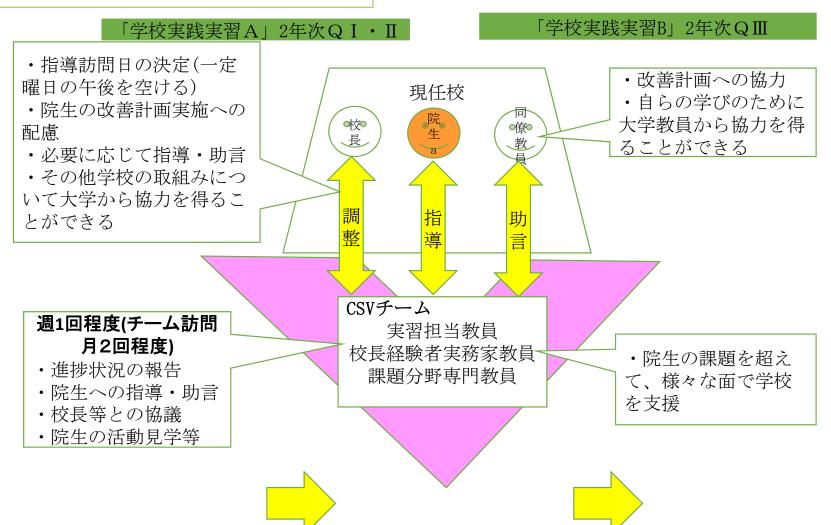
修

了研

究

# 「学校実践実習」ー学校改善マネジメントコース

# 現職現任校における学校実践実習の実施方法



「学校改善マネジメント」コースの実習の在り方及び指導の在り方 「授業力向上」を実習課題とする現職院生を事例として

1年次

「課題リサーチインターンシップ」 (毎週月曜日現任校実習)

「学校実践実習A・B」で 取り組む課題を探究する。

大学での検討をもとに 「学校実践実習A・B」で取 り組む課題について現任 校で検討する。 「課題分析」 (毎週1回大学で実施)

コース担当教員と現職院生 全員が参加して各自の「学 校実践実習A・B」で取り組 む課題を検討する。

コース担当教員と現職院生 全員が参加して、自校の話 し合い踏まえて各自の「学 校実践実習A・B」で取り組 む課題を検討する。 以下のことを現任校の実態を踏まえて検討・意見調整を行う。

- •研究主題
- •取組方法
- ・校務分掌上の位置づけ
- ・研究会の在り方
- •校内研究大会の在り方
- •年間計画
- •評価方法 等

資料19-4

当該現職院生が先 行事例の紹介や問 題点の整理などCSV チームが支援をして、 「改善計画案」立案 を行う。

CSVチームの教員が現任校を訪問し「改善計画案」 について、校長等関係者を交えて最終検討を加え、 「改善計画」を決定する。

# 「改善計画」決定

コース担当教員が現任校を訪問し「学校実践実習 A・B」で取り組む課題について、校長等関係者を交えて最終検討を加え、課題を決定する。



「授業力向上」を課題とすることに決定

CSVチームのメンバー 決定 CSVチームの指導役割

- ・実習担当教員・・・指導の中心となり、他の授業における学びについても配慮し、実習時間 など実習状況についても監督し、実習の質の向上に努める。
- ・校長経験者実務教員・・・学校経営としての観点から現任校を分析し、現任校の校長等とも協働して、学校全体での課題への取組み方やリーダーシップの在り方を指導する。
- ・課題分野専門教員・・・課題に関する先行研究や事例、理論の観点から課題への取組み 方策を指導し、理論から実践につなぐ支援を行う。

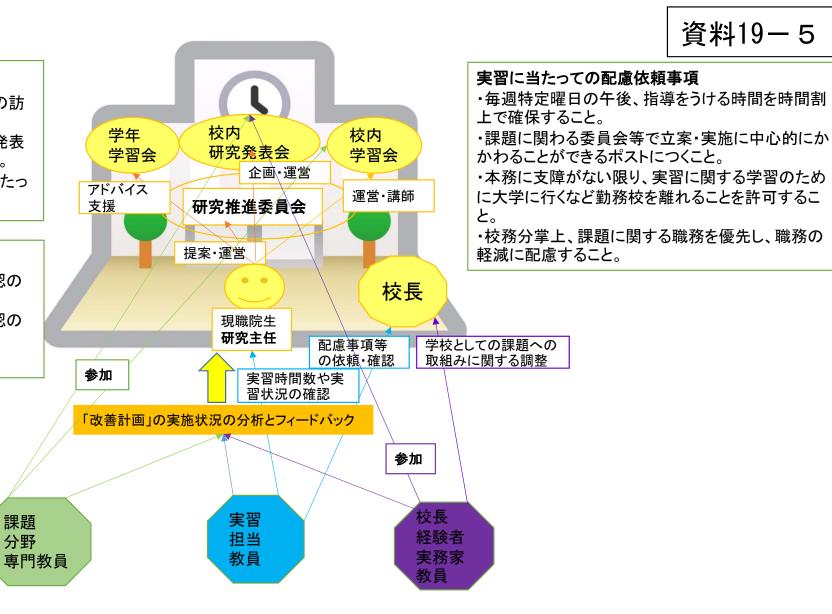
# 資料19-5

### 実習時間として扱う事項

- ・毎週特定曜日の午後、大学からの訪 問指導を受ける時間。
- ・課題に関わる委員会や学習会、発表 会の準備や実施を行っている時間。
- ・個別教員の授業参観や指導に当たっ ている時間。

### 実習時間の確認

- ・月間計画を作成し、校長等の承認の 後、大学に提出。
- ・実施実態を記入し、校長等の承認の 後、大学に提出。
- ・指導教員による点検。



# 実習科目(学校における実習等)(4+3+3=10単位)の内訳

# 1 授業参加インターンシップ(4単位・1年次毎週月曜日)

▶ 「学校における実習」を実施する学校で、授業の参観、補助、TTなどの活動を通して、学校や子 どもの実態を理解

「学校における実習」ー授業実践力向上コース

- ▶ よい授業実践を多く参観することで自己のなかにモデル授業を形成
- → 子どもの発言や活動を引き出す発問など子どもとのかかわり方の観察
- ⇒ 教員としてのレディネス形成

# 授業実践実習(A 3単位・2年次Q I・1ヵ月)

- 子どもの実態に応じた指導案を作成し、子どもの実際に対応して柔軟な授業実践
- 単元を通した指導計画を立案し、毎時間の子どもの学びを反映し省察に基づく授業実践
- ▶ 単元の目標、本時の目標をふまえた評価
- ▶ 学校の一員として責任をもって授業以外の業務にあたる

# 授業実践実習B(3単位・2年次QⅢ・1ヵ月)

- ▶ 道徳、特別活動、総合的な学習の時間など教科以外の授業や活動において子どもの実態に応 じた指導
- ▶ 学校生活全体を通して、学級を「学び合いの場」として形成する指導の在り方の学習
- ▶ 教職員と円滑なコミュニケーションをとり、連携を図る
- ⇒ 学校の一員として、役割を理解し、自ら進んで授業以外の業務にあたる。

#### 小規模校実習(1単位・1年次2月1週間) 選択実習

- ▶ 和歌山県内で実施してきた2014年度で13年目を迎える「へき地・複式教育実習」の成果を基盤
- ▶ 和歌山県では15%(2012年度)が「へき地校」の指定
- 小規模校ならではの一人ひとりの子どもへの丁寧な指導、複式授業の難しさと面白さ
- ▶ 地域と一体となった学校運営

## 実習関連科目(2単位)の内訳

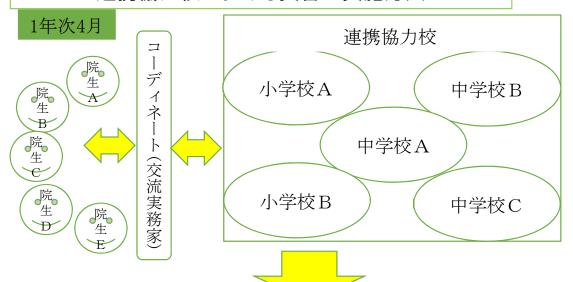
### 課題分析(2単位・1年次週1回)

- > 実習校の実態を分析する
- 自己の課題を設定する
- ▶ 自己の学習計画(教職実践研究報告書)を立てる

# 「学校における実習」一授業実践力向上コース

資料20-2

# 連携協力校における実習の実施方法



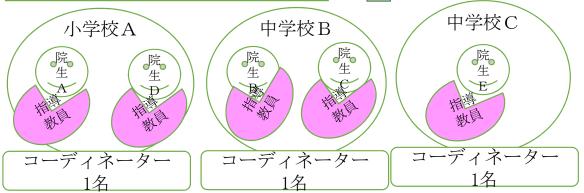
### コーディネーターの役割

- ▶ 実務家がコーディネーターとして中学校3校と小学校2校に分かれてそれぞれ担当
- ▶ 担当者が毎年各学校の教員配置状況その他情報からカルテ作成
- ▶ 免許学校種・教科、学部実習履歴等について各院生のカルテ 作成
- ▶ マッチング
- ▶ 実習校、指導教員の決定
- ▶ 依頼訪問

# 「授業参加インターンシップ」 1年次5月~1月毎週月曜日



### 「課題分析」 1年次5月~1月週1回コースゼミ



### コーディネーターの役割

- ▶ 调1回指導
- ▶ 原則として月1回コーディネーターが実習校訪問し、出勤簿の 点検、実習内容の確認、報告・連絡・調整
- ▶ 原則として月1回院生に個人面談を実施し、報告を受け指導
- ▶ 実習評価はコーディネーターが実習校、実習校教員の日常の報告を受けて行う。
- ▶ 実習評価を受けて、授業実践実習Aの実施可否の判断を行う

# 資料20-3

# 「学校における実習」一授業実践力向上コース

# 連携協力校における実習の実施方法

「授業実践実習A」2年次QI・「授業実践実習B」QⅢ(各1か月間)

参加実習を通して、自らの 課題を見出し、A実習に向 けての課題の整理・準備学 習

### チームで指導

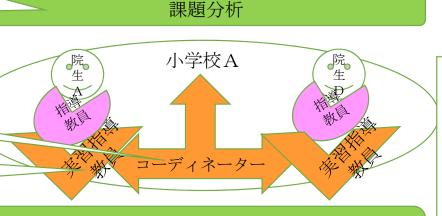
コーディネーター

### 実習指導教員

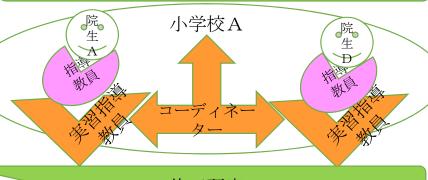
(学校種・教科など に応じて大学教員から決定)

実習における自らの課題等 への取組みについて省察 B実習に向けての課題の整 理・準備学習

実習における自らの課題等への取組みについて省察 4月からの教師としての出 発に向けて、課題の整理、 学習



### 事前・事後指導



修了研究

### 実習中の指導内容

- ▶ 実習に向けての打ち合わせ、指導・指示
- ▶ 実習期間中、学校担当のコーディネーターが原 則として毎日連絡・調整
- ▶ コーディネーターは、院生の報告を受け、実習 全般を指導
- ▶ 実習指導教員は、コーディネーターと協働で、 指導案の作成等、授業についての指導・助言
- ▶ 実習指導教員は院生の授業参観、実習校指導教員、コーディネーターとともに院生とカンファレンス実施
- ▶ 実習校指導教員、実習指導教員、コーディネーターが協議して実習評価